

証券コード 7599

平成30年5月15日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

株 式 会 社 I D O M

代 表 取 締 役 社 長 羽 鳥 裕 介

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年5月29日（火曜日）営業時間終了の時（午後6時30分）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成30年5月30日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 千葉県浦安市舞浜1番地8
ヒルトン東京ベイ 2階 soara（ソアラ）Ⅲ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第24期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://221616.com/idom/investor/>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成29年3月1日から  
平成30年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成29年3月1日～平成30年2月28日）における全直営店の小売台数は、125,151台と前期比31.3%増となりました。新規出店による効果、及び従来は買取を中心としていたガリバー店舗が小売を強化したことが寄与しました。

販売費及び一般管理費は、新規出店に伴う店舗運営費用等が増加しました。

下記「資金調達の状況」に記載のシンジケートローン締結に伴い、アレンジャーである金融機関に対しアレンジメントフィーを支払い、営業外費用の支払利息に計上しました。

豪州子会社は、西オーストラリア地域における新車市場の低迷の影響、及び在庫の評価損を計上したことにより、減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の実績は、売上高276,157百万円（前期比9.8%増）、営業利益6,779百万円（前期比50.7%増）、経常利益5,797百万円（前期比39.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,578百万円（前期比59.2%増）となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は4,039百万円で、主なものは直営店舗の新規出店であります。

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、今後の事業拡大を見据え運転資金等の資金需要の増加に備えるため、シンジケートローンにより12,000百万円の資金調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                              | 第 21 期<br>(平成26年3月1日から<br>平成27年2月28日まで) | 第 22 期<br>(平成27年3月1日から<br>平成28年2月29日まで) | 第 23 期<br>(平成28年3月1日から<br>平成29年2月28日まで) | 第 24 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成29年3月1日から<br>平成30年2月28日まで) |
|----------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                      | 155,681                                 | 210,085                                 | 251,516                                 | 276,157                                              |
| 経 常 利 益 (百万円)                    | 5,345                                   | 6,835                                   | 4,160                                   | 5,797                                                |
| 親会社株主に<br>帰属する<br>当期純利益<br>(百万円) | 3,286                                   | 4,111                                   | 2,247                                   | 3,578                                                |
| 1株当たり<br>当期純利益 (円)               | 32.42                                   | 40.55                                   | 22.17                                   | 35.29                                                |
| 総 資 産 (百万円)                      | 57,153                                  | 94,211                                  | 114,047                                 | 130,181                                              |
| 純 資 産 (百万円)                      | 34,629                                  | 38,245                                  | 39,581                                  | 41,494                                               |
| 1株当たり<br>純資産額 (円)                | 341.49                                  | 365.98                                  | 381.05                                  | 403.71                                               |

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                | 第 21 期<br>(平成26年3月1日から<br>平成27年2月28日まで) | 第 22 期<br>(平成27年3月1日から<br>平成28年2月29日まで) | 第 23 期<br>(平成28年3月1日から<br>平成29年2月28日まで) | 第 24 期<br>(当事業年度)<br>(平成29年3月1日から<br>平成30年2月28日まで) |
|--------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)        | 153,171                                 | 179,367                                 | 198,434                                 | 215,777                                            |
| 経 常 利 益 (百万円)      | 6,024                                   | 6,384                                   | 4,649                                   | 6,851                                              |
| 当 期 純 利 益 (百万円)    | 4,091                                   | 3,949                                   | 2,558                                   | 4,324                                              |
| 1株当たり<br>当期純利益 (円) | 40.35                                   | 38.95                                   | 25.23                                   | 42.65                                              |
| 総 資 産 (百万円)        | 52,325                                  | 79,048                                  | 99,544                                  | 114,088                                            |
| 純 資 産 (百万円)        | 33,962                                  | 36,390                                  | 37,839                                  | 41,198                                             |
| 1株当たり<br>純資産額 (円)  | 334.91                                  | 358.86                                  | 373.08                                  | 406.23                                             |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                | 資 本 金       | 出資比率  | 主 要 な 事 業 内 容                              |
|--------------------------------------|-------------|-------|--------------------------------------------|
| 株式会社ガリバーインシュアランス                     | 10,000千円    | 100%  | 保険代理店事業                                    |
| Gulliver USA, Inc.                   | 12,000千米ドル  | 100%  | 米国国内における中古車の売買                             |
| Gulliver East, Inc.                  | 1,000千米ドル   | 100%  | 米国国内における中古車の売買                             |
| 東京マイカー販売株式会社                         | 20,000千円    | 100%  | 中古車の売買                                     |
| 株式会社モーターレングローバル                      | 5,000千円     | 100%  | BMW社製乗用車の販売及び整備、修理部品・アクセサリー販売              |
| 株式会社モーターランツ                          | 50,000千円    | 100%  | BMW社製乗用車の販売及び整備、修理部品・アクセサリー販売              |
| Gulliver Australia Holdings Pty Ltd. | 121,780千豪ドル | 100%  | 事業会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務 |
| Buick Holdings Pty Ltd.              | 378豪ドル      | 67.0% | 西オーストラリアにおける新車・中古車の販売及び関連事業                |

(注) 株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービスは、重要性が低下したことから、連結子会社から非連結子会社となったため、重要な子会社から除外しております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、お客様のために「自動車流通革命」を起こすべく、「日本最大の店舗網」と「質の高い営業組織」を持ち合わせた日本最大の自動車販売インフラの完成に注力しております。

近年において当社は、従来の中古車の買取と卸売（中古車業者向け）を中心とするビジネスから、中古車の小売（一般消費者向け）を中心とするビジネスへ移行しました。今後、更に中古車小売台数を拡大させるべく、日本全国への新規出店、効率的な店舗運営の追求、人材教育の強化、小売付帯事業の強化、サービスの多様化、効率的なマーケティング活動などに継続して取り組んでいきます。

また、これらの取り組みを有効且つ効率的に実現させるために、新しいIT技術を取り入れたIT投資も積極的に行っていきます。

更には、将来的に世界最大の自動車販売インフラを構築することを志し、その足がかりとして複数国においてグローバル展開を開始しております。

(5) 主要な事業内容（平成30年2月28日現在）

当社グループの主要な事業セグメントは中古車販売事業及びこれらの付帯事業の単一セグメントであり、直営店舗方式による店舗運営とフランチャイズ方式による店舗展開を行っております。

なお、中古車販売事業におきましては、新車販売も行っております。

(6) 主要な営業所（平成30年2月28日現在）

| 名 称    | 所 在 地                           |
|--------|---------------------------------|
| 本社     | 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング      |
| 浦安オフィス | 千葉県浦安市入船一丁目5番2号 プライムタワー新浦安      |
| 幕張オフィス | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 ワールドビジネスガーデン |

(7) 従業員の状況（平成30年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数       | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|-------------|
| 3,824 (567) 名 | △140 (△2) 名 |

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員数の主な減少理由は、前連結会計年度と比較して、中途採用の人数を抑制したことにより、株式会社IDOMの従業員が130名減少したことによるものです。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数       | 前事業年度末比増減   | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------------|-------------|---------|--------|
| 3,039 (527) 名 | △130 (12) 名 | 31.8歳   | 4.8年   |

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年2月28日現在）

| 借 入 先         | 借 入 額     |
|---------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行     | 14,000百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 11,767百万円 |
| 株式会社三井住友銀行    | 10,000百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成30年2月28日現在）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数   | 400,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 106,888,000株 |
| ③ 株主数        | 6,160名       |
| ④ 大株主（上位10名） |              |

| 株主名                                                                                                 | 持株数      | 持株比率   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------|
| 株式会社フォワード                                                                                           | 28,000千株 | 27.61% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                                                           | 6,562    | 6.47   |
| 羽鳥裕介                                                                                                | 5,400    | 5.33   |
| 羽鳥貴夫                                                                                                | 5,400    | 5.33   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                                             | 3,330    | 3.28   |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG JASDEC HENDERSON HHF SICAV（常任代理人 香港上海銀行東京支店）             | 2,904    | 2.86   |
| JP MORGAN CHASE BANK 385632（常任代理人 株式会社みずほ銀行）                                                        | 1,969    | 1.94   |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT（常任代理人 香港上海銀行東京支店） | 1,904    | 1.88   |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10（常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）                                           | 1,527    | 1.51   |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044（常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）                                             | 1,456    | 1.44   |

（注）1. 当社は、自己株式を5,480,470株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況（平成30年2月28日現在）

当事業年度において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| 第6回                                    |                                              |
|----------------------------------------|----------------------------------------------|
| 決議年月日                                  | 平成29年7月12日                                   |
| 新株予約権の数（個）                             | 3,000（注）1                                    |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）                   | —                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株）                     | 300,000                                      |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）                      | 767（注）2                                      |
| 新株予約権の行使期間                             | 自平成30年6月1日<br>至平成33年5月31日                    |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 767<br>資本組入額 384（注）3                    |
| 新株予約権の行使の条件                            | （注）4                                         |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項                            | —                                            |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | （注）5                                         |

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- (注) 2 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (注) 3 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注) 4 (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

(2) 受益者は、平成30年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。

(a) 100億円を超過している場合

受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 90%

(b) 112億円を超過している場合

受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 95%

(c) 136億円を超過している場合

受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%

(3) 受益者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記（注）4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
(a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。  
(b) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

| 第7回                                    |                                              |
|----------------------------------------|----------------------------------------------|
| 決議年月日                                  | 平成29年7月12日                                   |
| 新株予約権の数(個)                             | 5,000(注)1                                    |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                   | —                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                     | 500,000                                      |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 767(注)2                                      |
| 新株予約権の行使期間                             | 自平成31年6月1日<br>至平成34年5月31日                    |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 767<br>資本組入額 384(注)3                    |
| 新株予約権の行使の条件                            | (注)4                                         |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項                            | —                                            |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | (注)5                                         |

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注)2 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (注) 3 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注) 4 (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

(2) 受益者は、平成31年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。

(a) 136億円を超過している場合

受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 90%

(b) 155億円を超過している場合

受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 95%

(c) 175億円を超過している場合

受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%

(3) 受益者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記（注）4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
(a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。  
(b) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

| 第8回                                    |                                              |
|----------------------------------------|----------------------------------------------|
| 決議年月日                                  | 平成29年7月12日                                   |
| 新株予約権の数(個)                             | 12,000(注)1                                   |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                   | —                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                     | 1,200,000                                    |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 767(注)2                                      |
| 新株予約権の行使期間                             | 自平成33年6月1日<br>至平成36年5月31日                    |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 767<br>資本組入額 384(注)3                    |
| 新株予約権の行使の条件                            | (注)4                                         |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項                            | —                                            |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | (注)5                                         |

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注)2 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株あたりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (注) 3 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注) 4 (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

(2) 受益者は、平成33年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。

(a) 200億円を超過している場合

受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 70%

(b) 225億円を超過している場合

受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 85%

(c) 250億円を超過している場合

受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%

(3) 受益者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記（注）4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
(a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。  
(b) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成30年2月28日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                          |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 羽 鳥 裕 介 | 株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービス 代表取締役<br>株式会社ガリバーインシュアランス 代表取締役<br>株式会社モトーレングローバル 代表取締役<br>株式会社モトーレングランツ 代表取締役<br>Gulliver Australia Holdings Pty Ltd. Director |
| 代表取締役社長   | 羽 鳥 貴 夫 | 株式会社フォワード 代表取締役                                                                                                                                       |
| 取 締 役     | 太 田 勝   | エキスパート事業部 チームリーダー                                                                                                                                     |
| 取 締 役     | 杉 江 潤   | 株式会社ほふりクリアリング 常務取締役<br>株式会社証券保管振替機構 常務執行役                                                                                                             |
| 常 勤 監 査 役 | 柳 川 邦 衛 | ジー・アール株式会社 取締役会長<br>公益財団法人和敬塾 理事                                                                                                                      |
| 監 査 役     | 遠 藤 政 勝 | 株式会社若葉会計センター 代表取締役                                                                                                                                    |
| 監 査 役     | 中 村 尋 人 | 中村公認会計士事務所 所長<br>株式会社まんだらけ 社外監査役                                                                                                                      |

- (注) 1. 取締役杉江潤氏は、社外取締役であります。なお、当社は杉江潤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査役遠藤政勝氏及び監査役中村尋人氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 監査役遠藤政勝氏及び中村尋人氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役遠藤政勝氏は、税理士の資格を有しております。
  - ・監査役中村尋人氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 取締役杉江潤氏は、平成30年3月31日付で、株式会社ほふりクリアリング常務取締役及び株式会社証券保管振替機構常務執行役を退任し、平成30年4月1日付で、一般社団法人投資信託協会副会長専務理事に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 事業年度中に辞任又は解任により退任した取締役及び監査役  
該当事項はありません。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分      | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |               |     |       | 対象となる<br>役員の員数 |
|-----------|-----------------|------------------|---------------|-----|-------|----------------|
|           |                 | 基本報酬             | ストック<br>オプション | 賞与  | 退職慰労金 |                |
| 取締役       | 113             | 89               | -             | 20  | 3     | 5名             |
| (うち社外取締役) | (6)             | (6)              | (-)           | (-) | (0)   | (2名)           |
| 監査役       | 13              | 13               | -             | -   | 0     | 3名             |
| (うち社外監査役) | (7)             | (7)              | (-)           | (-) | (0)   | (2名)           |
| 合 計       | 126             | 102              | -             | 20  | 3     | 8名             |
| (うち社外役員)  | (13)            | (13)             | (-)           | (-) | (0)   | (4名)           |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年5月23日開催の第13回定時株主総会において年額550百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年5月23日開催の第13回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役杉江潤氏は、株式会社ほふりクリアリングの常務取締役及び株式会社証券保管振替機構の常務執行役を兼任しております。なお、当社と株式会社ほふりクリアリング及び株式会社証券保管振替機構との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役遠藤政勝氏は、株式会社若葉会計センターの代表取締役を兼任しております。なお、当社と株式会社若葉会計センターとの間には特別の関係はありません。
  - ・監査役中村尋人氏は、中村公認会計士事務所の所長及び株式会社まんだらけの社外監査役を兼任しております。なお、当社と中村公認会計士事務所及び株式会社まんだらけとの間には特別の関係はありません。
- ロ. 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査役会への出席状況  
取締役杉江潤氏は、取締役会にはすべて出席し、主に税務的な見地から、意見を述べております。  
監査役遠藤政勝氏は、取締役会及び監査役会にはすべて出席し、主に税務的な見地から、意見を述べております。  
監査役中村尋人氏は、取締役会及び監査役会にはすべて出席し、主に財務的な見地から、意見を述べております。
  - ・当社の不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。)違反に関する対応の概要  
誠に遺憾ながら、当社は、平成29年12月8日に、景品表示法第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたとして、消費者庁から措置命令を受けました。社外取締役及び社外監査役の各氏は、当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の観点から提言を行っております。当該事実の判明後は、取締役及び使用人から問題となった行為について詳細な報告を受け、問題点を把握するとともに、広告物の社内審査体制の強化、社内における法令研修等の再発防止策について検証しました。
- ハ. 社外役員の報酬額  
当事業年度において社外役員4名に支払った報酬等の総額は、13百万円であります。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 優成監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額(注1)             | 26百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26    |

(注) 1. 会社法監査及び金融商品取引法監査に対する報酬等の額を明確に区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、その合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が、2百万円あります。

3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているCrowe Horwath Internationalのメンバーファームの監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び監査報酬の見積根拠等を検討した結果、上記の金額に同意いたしました。

④ 非監査業務の内容

当社は、優成監査法人に対して、海外子会社の内部統制に係る助言業務等について対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人優成監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は50百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及びその体制の運用状況

### ① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。尚、当社は、平成18年5月24日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、決議しました。また、本件決議の内容につきましては一部の文言等につき見直しを図り、平成19年4月18日開催の取締役会、平成22年5月26日開催の取締役会及び平成27年4月28日開催の取締役会において修正決議を行っております。

#### イ 当会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は取締役会規則に定められた基準に従って、法令に基づく職務その他重要な業務執行を決定する。取締役会は監査役出席の下に開催され、各取締役は業務の執行状況を報告すると共に、相互に他の取締役の業務執行状況を監視、監督する。各監査役は監査役会が定める監査役会規則に基づき、取締役会への出席及び子会社を含む業務状況の調査を通じて、取締役の職務執行状況を監査する。尚、コンプライアンス体制の基礎として、取締役会はコンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人が実施すべき基本方針を明確にすると共に、その周知徹底を図っていく。

#### ロ 当会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、その者が作成する文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

ハ 当会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等に係るリスクについては、対応責任者の取締役から指示を受けたそれぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定める。

リスクが発生した場合には、代表取締役または代表取締役が指名する取締役等を責任者とした対策本部をすみやかに設置し、損害の拡大を防止すると共に、これを最小限にとどめるものとする。

ニ 当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定め、ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するしくみを構築する。

ホ 当会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当会社の使用人が法令違反の疑義のある行為及び事実等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス部門に報告する体制を確立する。この体制には従業員が直接法令違反の疑義がある行為及び事実等を匿名で通報できることを保証するコンプライアンスホットラインも含まれる。法令違反の疑義のある行為及び事実等の報告・通報を受けたコンプライアンス部門は内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発度や重要性の高い問題は、評議委員会に付議し、審議結果を取締役会及び監査役会に報告する。

へ 当会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当会社及びその子会社（以下「グループ各社」という。）における内部統制の構築を目指し、当会社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部門を設けると共に、当会社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

(ロ) 当会社の取締役、執行役員、チームリーダー及びグループ各社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

(ハ) 当会社は、関係会社管理規程により、グループ各社に対して、当社の経営方針、戦略等を徹底し、企業グループとしての最大成果を目指すと共に、経営上の重要事項については、当会社の事前の承認又は当会社への報告を義務付ける。

(ニ) 当会社の内部監査部門は、ガバナンス・プロセス及びリスク・マネジメント・コントロールの一環として、当会社及び主要なグループ各社の内部監査を実施し、当会社及び当該グループ各社の内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

ト 当会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役との協議により判断した結果、監査役を補助する専属の使用人は原則として設置しない。但し、必要に応じて監査役より監査業務を使用人に対して命令することは妨げない。

チ 前号の使用人の当会社の取締役からの独立性に関する事項及び当会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査責任者等の指揮命令を受けないものとする。

リ 当会社の監査役への報告に関する体制

(イ) 当会社の取締役及び使用人並びにグループ各社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当会社の監査役に対して、法定の事項に加え、当会社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、当会社及びグループ各社における内部監査の実施状況、コンプライアンスホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当会社の取締役と監査役との協議により決定する方法によるものとする。

(ロ) 監査役に報告を行った者について、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当会社及びグループ各社において周知徹底する。

ヌ その他当会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

(ロ) 監査役がその職務の執行については、費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

イ 取締役の職務執行について

当事業年度においては、監査役出席のもと、定期的に取締役会を開催し、取締役会規則に従い、重要な業務執行の決定及び各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

なお、当社は、平成29年12月8日に、不当景品類及び不当表示防止法第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたとして、消費者庁から措置命令を受けました。再発防止に向けて、広告物の社内審査体制の強化及び社内における法令研修を実施しております。

ロ リスク管理体制について

コンプライアンス規程及び情報セキュリティ規程等に従い、担当部署においてリスク管理を実施しました。なお、当事業年度においては、重大なリスクとなる事象は生じておりません。

ハ 内部監査について

内部通報規程に従い、使用人が法令違反の疑義のある行為及び事実等を発見した場合に通報できる体制を整備し、コンプライアンス部門において運用しました。また、コンプライアンス部門は、内部監査規程等に従い、当社の各事業部及び子会社の監査を実施し、監査により発見された事象については、適宜、取締役会及び監査役会に報告をするとともに、再発防止策の立案及び使用人に対する啓蒙等を行いました。

ニ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

当事業年度においては、定期的に監査役会を開催し、監査役は、コンプライアンス部門より、内部監査の実施計画及び実施結果並びに内部通報制度の運用状況等について、報告を受けました。また、監査役は、取締役会の開催時及び会計監査実施時等の機会に、代表取締役及び会計監査人と必要な意見交換を行いました。

# 連結貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額     | 科 目                    | 金 額     |
|--------------------|---------|------------------------|---------|
| <b>資 産 の 部</b>     |         | <b>負 債 の 部</b>         |         |
| <b>流 動 資 産</b>     | 76,955  | <b>流 動 負 債</b>         | 31,901  |
| 現金及び預金             | 22,763  | 買掛金                    | 14,327  |
| 受取手形及び売掛金          | 5,709   | 短期借入金                  | 1,201   |
| 商 品                | 44,479  | 未払金                    | 3,845   |
| 繰延税金資産             | 1,037   | 未払法人税等                 | 2,029   |
| その他                | 3,203   | 前受金                    | 4,581   |
| 貸倒引当金              | △239    | 預り金                    | 314     |
| <b>固 定 資 産</b>     | 53,225  | 賞与引当金                  | 815     |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | 23,088  | 商品保証引当金                | 871     |
| 建物及び構築物            | 21,156  | その他の引当金                | 315     |
| 車両運搬具              | 48      | その他                    | 3,597   |
| 工具、器具及び備品          | 886     | <b>固 定 負 債</b>         | 56,784  |
| 土地                 | 218     | 長期借入金                  | 52,680  |
| 建設仮勘定              | 777     | 長期預り保証金                | 499     |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | 15,597  | 資産除去債務                 | 2,008   |
| ソフトウェア             | 2,981   | 繰延税金負債                 | 1,008   |
| のれん                | 8,927   | その他の引当金                | 395     |
| その他                | 3,688   | その他                    | 191     |
| <b>投資その他の資産</b>    | 14,539  | <b>負 債 合 計</b>         | 88,686  |
| 投資有価証券             | 45      | <b>純 資 産 の 部</b>       |         |
| 関係会社株式             | 2,150   | <b>株 主 資 本</b>         | 40,615  |
| 長期貸付金              | 211     | 資本金                    | 4,157   |
| 敷金及び保証金            | 5,541   | 資本剰余金                  | 4,032   |
| 建設協力金              | 5,643   | 利益剰余金                  | 36,373  |
| 繰延税金資産             | 504     | 自己株式                   | △3,947  |
| その他                | 746     | その他の包括利益累計額            | 323     |
| 貸倒引当金              | △304    | 為替換算調整勘定               | 323     |
| <b>資 産 合 計</b>     | 130,181 | <b>新 株 予 約 権</b>       | 3       |
|                    |         | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>   | 551     |
|                    |         | <b>純 資 産 合 計</b>       | 41,494  |
|                    |         | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | 130,181 |

# 連結損益計算書

(平成29年3月1日から  
平成30年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                          | 金 額     |
|------------------------------|---------|
| 売 上 高                        | 276,157 |
| 売 上 原 価                      | 210,298 |
| 売 上 総 利 益                    | 65,859  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費          | 59,080  |
| 営 業 利 益                      | 6,779   |
| 営 業 外 収 益                    | 106     |
| 受 取 利 息                      | 55      |
| 受 取 損 害 賠 償 金                | 7       |
| そ の 他                        | 42      |
| 営 業 外 費 用                    | 1,087   |
| 支 払 利 息                      | 734     |
| 為 替 差 損                      | 69      |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失          | 197     |
| そ の 他                        | 86      |
| 経 常 利 益                      | 5,797   |
| 特 別 利 益                      | 4       |
| 固 定 資 産 売 却 益                | 0       |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益              | 3       |
| 特 別 損 失                      | 580     |
| 固 定 資 産 除 却 損                | 182     |
| 減 損 損 失                      | 148     |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額              | 165     |
| 特 別 退 職 金                    | 54      |
| そ の 他                        | 30      |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益        | 5,221   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税      | 2,482   |
| 法 人 税 等 調 整 額                | △476    |
| 当 期 純 利 益                    | 3,215   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失 | △363    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | 3,578   |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成29年3月1日から）  
（平成30年2月28日まで）

（単位：百万円）

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                     | 4,157   | 4,032     | 33,821    | △3,947  | 38,063      |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |           | △963      |         | △963        |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |         |           | 3,578     |         | 3,578       |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |           |           | △0      | △0          |
| 連 結 範 囲 の 変 動                 |         |           | △63       |         | △63         |
| 株主資本以外の項目の連結会計<br>年度中の変動額（純額） |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －       | －         | 2,552     | △0      | 2,552       |
| 当 期 末 残 高                     | 4,157   | 4,032     | 36,373    | △3,947  | 40,615      |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                   | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|-------------------------------|-----------------------|-------------------|-------|---------|--------|
|                               | 為替換算<br>調整勘定          | その他の包括利益<br>累計額合計 |       |         |        |
| 当 期 首 残 高                     | 578                   | 578               | 5     | 934     | 39,581 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |                   |       |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                       |                   |       |         | △963   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |                       |                   |       |         | 3,578  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                       |                   |       |         | △0     |
| 連 結 範 囲 の 変 動                 |                       |                   |       |         | △63    |
| 株主資本以外の項目の連結会計<br>年度中の変動額（純額） | △254                  | △254              | △1    | △382    | △639   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △254                  | △254              | △1    | △382    | 1,913  |
| 当 期 末 残 高                     | 323                   | 323               | 3     | 551     | 41,494 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

12社  
株式会社ガリバーインシュアランス  
Gulliver USA, Inc.  
Gulliver East, Inc.  
東京マイカー販売株式会社  
株式会社モーターレングローバル  
株式会社モーターレングランツ  
Gulliver Australia Holdings Pty Ltd.  
Buick Holdings Pty Ltd. 他4社

なお、前連結会計年度まで連結しておりました株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービスは、重要性が低下したことから、当連結会計年度末において連結の範囲から除外しており、損益計算書のみ連結しております。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称

株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービス  
V-Gulliver Co., Ltd.  
Gulliver International New Zealand Co., Ltd.  
株式会社スマートコネク  
Gulliver Australia Pty Ltd.

- ・連結の範囲から除いた理由

ONE STOP COMPLIANCE AND REPAIR LIMITED  
宜多梦湖北商貿有限公司  
自動車履歴情報サービス合同会社  
非連結子会社（株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービス、V-Gulliver Co., Ltd.、Gulliver International New Zealand Co., Ltd.、株式会社スマートコネク、Gulliver Australia Pty Ltd.、ONE STOP COMPLIANCE AND REPAIR LIMITED、宜多梦湖北商貿有限公司、自動車履歴情報サービス合同会社）は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金（持分に見合う額）等、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
- ・持分法適用の非連結子会社または関連会社

Gulliver International New Zealand Co., Ltd.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称  
株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービス  
日本自動車買取有限責任事業組合  
V-Gulliver Co., Ltd.  
株式会社スマートコネクト  
Gulliver Australia Pty Ltd.  
ONE STOP COMPLIANCE AND REPAIR LIMITED  
宜多夢湖北商貿有限公司  
自動車履歴情報サービス合同会社
- ・ 持分法を適用しない理由  
持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日（2月末日）と異なる会社は以下のとおりです。  
（12月31日）

Gulliver USA, Inc.  
Gulliver East, Inc.  
株式会社モーターレングローバル

（3月31日）

株式会社モーターレングランツ

連結計算書類作成にあたっては、Gulliver USA, Inc.、Gulliver East, Inc.、株式会社モーターレングローバルは決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の決算計算書類を使用し、株式会社モーターレングランツは12月31日現在の仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・ 商品 個別法による原価法

・ 貯蔵品 最終仕入原価法

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内子会社は定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び車両運搬具に含まれるレンタル車両ならびに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、海外子会社は主として定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 10～34年 |
| 車両運搬具     | 2～6年   |
| 工具、器具及び備品 | 3～15年  |

### ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

- ・ 自社利用のソフトウェア
- ・ 商標権
- ・ ディーラーシップ権

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

主として20年の定額法によっております。

20年の定額法によっております。

### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### ニ. 長期前払費用

定額法によっております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ハ. 商品保証引当金

保証付車両の修繕による損失に備えるため、保証期間に係る保証見積り額を過去の実績に基づき計上しております。

- ニ. その他の引当金
- その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。
- (イ) リポートバック引当金
- 取引先のオートローンを利用した場合に受け取るレポートの将来の返金に備え、必要と認められる見積り額を計上しております。
- (ロ) 有給休暇引当金
- 海外子会社の一部において、将来の休暇につき、従業員が給与を受け取れる権利が行使される可能性が高いと認められる見積り額を計上しております。
- (ハ) 返品調整引当金
- 将来に予想される返品に備えるため、過去の返品実績率に基づき、当該返品に伴う売上総利益相当額を計上しております。
- ④ 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調整勘定に含めております。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法
- 金利通貨スワップ取引については、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしているため、一体処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段…金利通貨スワップ  
ヘッジ対象…外貨建長期借入金及び利息
- ハ. ヘッジ方針
- 当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法
- 金利通貨スワップの一体処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。
- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間
- 20年以内のその効果が及ぶ期間にわたり、定額法により償却しております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理
- 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(役員退職慰労引当金の廃止)

当社は、平成29年5月30日開催の第23回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給を決議しております。

これに伴い、当社の「役員退職慰労引当金」の金額を取り崩し、打切りの支給額の未払い分191百万円を長期未払金として固定負債の「その他」に含めて表示しております。

## 2. 会計上の見積りの変更に関する注記

(商品保証引当金の見積り方法の変更)

前連結会計年度まで、商品保証引当金については、保証付小売車両の修繕による損失に備えるため、保証期間に係る保証見積り額を過去の実績に基づき計上しておりましたが、修繕費及び保証継続期間の過去実績等に基づき、より精緻な見積りが可能となったため、当連結会計年度より見積りの変更を行いました。

この結果、従来の方と比べて、当連結会計年度の売上原価が364百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ同額増加しております。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 14,908百万円  
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額295百万円が含まれております。

(2) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社及び連結子会社12社は、効率的に運転資金を確保するため取引銀行8行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 37,167百万円 |
| 借入実行残高                | 38百万円     |
| 差引額                   | 37,129百万円 |

なお、上記のうち、貸出コミットメント契約（契約総額10,000百万円）には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2016年2月期決算以降、各決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額の70%以上に維持すること。
- ② 2016年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(3) シンジケートローン契約

当社は、平成29年3月15日付けで、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとしたシンジケートローン契約の締結をしております。

当連結会計年度末におけるシンジケートローン契約に係る借入残高は次のとおりであります。

|       |           |
|-------|-----------|
| 長期借入金 | 12,000百万円 |
|-------|-----------|

なお、上記シンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2018年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2018年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(4) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

|    |           |
|----|-----------|
| 商品 | 10,245百万円 |
|----|-----------|

② 担保に係る債務

|     |           |
|-----|-----------|
| 買掛金 | 10,489百万円 |
|-----|-----------|

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|------------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 106,888千株        | 一千株          | 一千株          | 106,888千株    |

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成29年5月30日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 608             | 6.0             | 平成29年2月28日 | 平成29年5月31日 |
| 平成29年10月12日<br>取締役会  | 普通株式  | 354             | 3.5             | 平成29年8月31日 | 平成29年11月9日 |
| 計                    |       | 963             |                 |            |            |

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成30年5月30日開催の第24回定時株主総会において次のとおり決議予定であります。

- ・配当金の総額 354百万円
- ・1株当たり配当金額 3.5円
- ・基準日 平成30年2月28日
- ・効力発生日 平成30年5月31日

##### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等の金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金、長期貸付金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

敷金及び保証金、建設協力金は、主に店舗賃貸借契約に係る敷金及び協力金であり、貸貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の債権管理規程に従い、貸貸人ごとの残高管理を行うとともに、主な貸貸人の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが一年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクに対して金利通貨スワップ取引を実施しております。なお、デリバティブはデリバティブ取引規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの及び重要性の乏しいものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

|               | 連結貸借対照表計上額 | 時 価       | 差 額  |
|---------------|------------|-----------|------|
| (1) 現金及び預金    | 22,763百万円  | 22,763百万円 | －百万円 |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 5,709      | 5,709     | －    |
| (3) 敷金及び保証金   | 5,541      | 5,399     | △141 |
| (4) 建設協力金     | 5,643      | 5,503     | △139 |
| (5) 長期貸付金     | 211        | －         | －    |
| 貸倒引当金         | △211       | －         | －    |
|               | －          | －         | －    |
| 資産計           | 39,658     | 39,376    | △281 |
| (6) 買掛金       | 14,327     | 14,327    | －    |
| (7) 未払金       | 3,845      | 3,845     | －    |
| (8) 短期借入金     | 1,201      | 1,201     | －    |
| (9) 長期借入金     | 52,680     | 52,813    | 133  |
| 負債計           | 72,054     | 72,188    | 133  |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①資産

(1) 現金及び預金並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金並びに (4) 建設協力金

これらの時価の算定については、一定期間ごとに分類し、その将来のキャッシュ・フローを国債利回り等適切な指標による利率で割引いた現在価値により算定してあります。

(5) 長期貸付金

貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額をもって時価としてあります。

②負債

(6) 買掛金並びに(7)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分     | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|--------|------------------|
| 非上場株式  | 45               |
| 関係会社株式 | 2,150            |

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|           | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-----------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金    | 22,763        | —                    | —                     | —             |
| 受取手形及び売掛金 | 5,709         | —                    | —                     | —             |
| 敷金及び保証金   | 2,098         | 364                  | 754                   | 2,323         |
| 建設協力金     | 487           | 1,819                | 1,807                 | 1,528         |
| 長期貸付金     | —             | 179                  | 31                    | —             |
| 合計        | 31,059        | 2,363                | 2,593                 | 3,852         |

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 短期借入金 | 1,201         | —                    | —                     | —             |
| 長期借入金 | —             | 22,680               | 30,000                | —             |
| 合計    | 1,201         | 22,680               | 30,000                | —             |

(注5) 当座貸越契約については、注記事項「3. 連結貸借対照表に関する注記 (2) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約」に記載しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 403円71銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 35円29銭  |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループにつき減損損失を計上いたしました。

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

| 用途   | 種類  | 場所             |
|------|-----|----------------|
| 営業店舗 | 建物等 | 関東地方、中部地方、近畿地方 |

当社グループは、原則として事業用資産のグルーピングを店舗単位で行っております。当連結会計年度において、収益性の低下した店舗資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（148百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物138百万円、工具、器具及び備品9百万円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値により算定しており、その使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を0円として評価しております。

# 貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額            | 科 目                    | 金 額            |
|------------------------|----------------|------------------------|----------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |                | <b>負 債 の 部</b>         |                |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>59,497</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>17,529</b>  |
| 現金及び預金                 | 20,251         | 買掛金                    | 3,439          |
| 売掛金                    | 3,734          | 未払金                    | 2,491          |
| 商品                     | 31,961         | 未払法人税等                 | 1,812          |
| 貯蔵品                    | 104            | 未払消費税等                 | 1,319          |
| 前払費用                   | 994            | 未払費用                   | 1,325          |
| 繰延税金資産                 | 1,046          | 前受金                    | 4,502          |
| 短期貸付金                  | 434            | 預り金                    | 233            |
| その他の                   | 1,669          | 賞与引当金                  | 802            |
| 貸倒引当金                  | △698           | 商品保証引当金                | 871            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>54,590</b>  | 設備関係未払金                | 278            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>22,325</b>  | 前受収益                   | 133            |
| 建物                     | 17,080         | その他の引当金                | 315            |
| 構築物                    | 3,563          | その他                    | 3              |
| 車両運搬具                  | 7              | <b>固 定 負 債</b>         | <b>55,360</b>  |
| 工具、器具及び備品              | 677            | 長期借入金                  | 52,680         |
| 土地                     | 218            | 長期預り保証金                | 499            |
| 建設仮勘定                  | 777            | 資産除去債務                 | 1,988          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,976</b>   | その他                    | 191            |
| 商標権                    | 0              | <b>負 債 合 計</b>         | <b>72,889</b>  |
| ソフトウェア                 | 2,961          | <b>純 資 産 の 部</b>       |                |
| その他                    | 14             | <b>株 主 資 本</b>         | <b>41,194</b>  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>29,289</b>  | 資本金                    | 4,157          |
| 関係会社株式                 | 12,496         | 資本剰余金                  | 4,032          |
| 関係会社長期貸付金              | 5,208          | 資本準備金                  | 4,032          |
| 破産更生債権等                | 79             | 利益剰余金                  | 36,952         |
| 長期前払費用                 | 529            | 利益準備金                  | 39             |
| 敷金及び保証金                | 5,158          | その他利益剰余金               | 36,912         |
| 建設協力金                  | 5,643          | 繰越利益剰余金                | 36,912         |
| 繰延税金資産                 | 511            | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△3,947</b>  |
| その他                    | 127            | 新株予約権                  | 3              |
| 貸倒引当金                  | △466           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>41,198</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>114,088</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>114,088</b> |

# 損 益 計 算 書

（平成29年3月1日から  
平成30年2月28日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
| 売 上 高                   | 215,777 |
| 売 上 原 価                 | 160,057 |
| 売 上 総 利 益               | 55,720  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 48,797  |
| 営 業 利 益                 | 6,922   |
| 営 業 外 収 益               | 392     |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金   | 368     |
| 受 取 損 害 賠 償 金           | 7       |
| そ の 他                   | 16      |
| 営 業 外 費 用               | 464     |
| 支 払 利 息                 | 342     |
| 為 替 差 損                 | 87      |
| そ の 他                   | 34      |
| 経 常 利 益                 | 6,851   |
| 特 別 利 益                 | 3       |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 3       |
| 特 別 損 失                 | 696     |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 179     |
| 減 損 損 失                 | 148     |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 338     |
| そ の 他                   | 31      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 6,158   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,209   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △375    |
| 当 期 純 利 益               | 4,324   |

# 株主資本等変動計算書

(平成29年3月1日から  
平成30年2月28日まで)

(単位：百万円)

|                                 | 株主資本  |           |             |           |                             |             |        |            | 新株予約権 | 純資産<br>合計 |
|---------------------------------|-------|-----------|-------------|-----------|-----------------------------|-------------|--------|------------|-------|-----------|
|                                 | 資本金   | 資本剰余金     |             | 利益剰余金     |                             |             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |       |           |
|                                 |       | 資本<br>準備金 | 資本剰余<br>金合計 | 利益<br>準備金 | その他利<br>益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余<br>金合計 |        |            |       |           |
| 当期首残高                           | 4,157 | 4,032     | 4,032       | 39        | 33,551                      | 33,591      | △3,947 | 37,833     | 5     | 37,839    |
| 事業年度中の<br>変動額                   |       |           |             |           |                             |             |        |            |       |           |
| 剰余金の<br>当配                      |       |           |             |           | △963                        | △963        |        | △963       |       | △963      |
| 自己株式の<br>取得                     |       |           |             |           |                             |             | △0     | △0         |       | △0        |
| 当期純利益                           |       |           |             |           | 4,324                       | 4,324       |        | 4,324      |       | 4,324     |
| 株主資本以<br>外の項目の<br>当期変動額<br>(純額) |       |           |             |           |                             |             |        |            | △1    | △1        |
| 事業年度中の<br>変動額合計                 | —     | —         | —           | —         | 3,361                       | 3,361       | △0     | 3,361      | △1    | 3,359     |
| 当期末残高                           | 4,157 | 4,032     | 4,032       | 39        | 36,912                      | 36,952      | △3,947 | 41,194     | 3     | 41,198    |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・ 商品 個別法による原価法

・ 貯蔵品 最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び車両運搬具に含まれるレンタル車両ならびに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 10～34年

##### ② 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ 長期前払費用

定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ③ 商品保証引当金

保証付車両の修繕による支出に備えるため、保証期間に係る保証見積り額を過去の実績に基づき計上しております。

- ④ その他の引当金
- その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。
- ・リベートバック引当金
  - ・返品調整引当金
- 取引先のオートローンを利用した場合に受け取るリベートの将来の返金に備え、必要と認められる見積り額を計上しております。
- 将来に予想される返品に備えるため、過去の返品実績率に基づき、当該返品に伴う売上総利益相当額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
- 金利通貨スワップ取引については、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしているため、一体処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段…金利通貨スワップ  
ヘッジ対象…外貨建長期借入金及び利息
- ③ ヘッジ方針
- 当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
- 金利通貨スワップの一体処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- 消費税等の会計処理
- 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(役員退職慰労引当金の廃止)

当社は、平成29年5月30日開催の第23回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給を決議しております。これに伴い、当社の「役員退職慰労引当金」の金額を取り崩し、打切りの支給額の未払い分191百万円を長期未払金として固定負債の「その他」に含めて表示しております。

## 2. 会計上の見積りの変更に関する注記

(商品保証引当金の見積り方法の変更)

前事業年度まで、商品保証引当金については、保証付小売車両の修繕による損失に備えるため、保証期間に係る保証見積り額を過去の実績に基づき計上しておりましたが、修繕費及び保証継続期間の過去実績等に基づき、より精緻な見積りが可能となったため、当事業年度より見積りの変更を行いました。

この結果、従来の方と比べて、当事業年度の売上原価が364百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額増加しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 13,762百万円  
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額295百万円が含まれております。

(2) 保証債務

以下関係会社の金融機関等からの借入及び仕入債務に対し、債務保証を行っております。

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| 株式会社モーターレングランツ          | 2,587百万円 |
| 株式会社モーターレングローバル         | 27百万円    |
| Buick Holdings Pty Ltd. | 1,459百万円 |
| 計                       | 4,075百万円 |

- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|          |          |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 2,983百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 353百万円   |
| ③ 長期金銭債権 | 5,208百万円 |

(4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、効率的に運転資金を確保するため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 37,000百万円 |
| 借入実行残高                | -百万円      |
| 差引額                   | 37,000百万円 |

なお、上記のうち、貸出コミットメント契約（契約総額10,000百万円）には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2016年2月期決算以降、各決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額の70%以上に維持すること。
- ② 2016年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(5) シンジケートローン契約

当社は、平成29年3月15日付で、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとしたシンジケートローン契約の締結をしております。

当事業年度末におけるシンジケートローン契約に係る借入残高は次のとおりであります。

長期借入金 12,000百万円

なお、上記シンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2018年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2018年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

#### 4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

|              |          |
|--------------|----------|
| ① 売上高        | 2,948百万円 |
| ② 仕入高        | 4,058百万円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 536百万円   |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 334百万円   |

(2) 売上原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げによるたな卸資産の評価損397百万円が含まれております。

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 5,480千株     | 0千株        | —          | 5,480千株    |

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

##### ① 流動資産

|                |          |
|----------------|----------|
| 商品評価損否認額       | 122百万円   |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 247百万円   |
| 商品保証引当金損金不算入額  | 267百万円   |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 215百万円   |
| 未払事業税否認額       | 140百万円   |
| その他            | 154百万円   |
| 小計             | 1,148百万円 |
| 評価性引当額         | △101百万円  |
| 合計             | 1,046百万円 |

##### ② 固定資産

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 関係会社株式評価損       | 343百万円   |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額  | 143百万円   |
| 役員退職慰労引当金損金不算入額 | 58百万円    |
| 固定資産除却損否認額      | 19百万円    |
| 資産除去債務          | 608百万円   |
| 減損損失            | 68百万円    |
| その他             | 59百万円    |
| 小計              | 1,302百万円 |
| 評価性引当額          | △422百万円  |
| 合計              | 879百万円   |
| 繰延税金負債との相殺      | △367百万円  |
| 純額              | 511百万円   |

#### (繰延税金負債)

##### 固定負債

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 367百万円  |
| 小計              | 367百万円  |
| 繰延税金資産との相殺      | △367百万円 |
| 合計              | 一百万円    |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 役員及び個人主要株主等

| 種類             | 氏名    | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 (%) | 関連当事者<br>との関係  | 取引<br>内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|----------------|-------|------------------------|----------------|----------|---------------|----|---------------|
| 役員<br>の<br>近親者 | 羽鳥 兼市 | (被所有)<br>直接<br>1.0     | 役員<br>の<br>近親者 | 中古車の販売   | 28            | —  | —             |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 商品の取引価格等については、契約に定められている一般的取引条件によっております。
- 取引金額には消費税等が含まれておりません。

### (2) 子会社等

| 種類  | 会社等の<br>名称                                            | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 (%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引<br>内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-------------------------------------------------------|------------------------|---------------|----------|---------------|-------|---------------|
| 子会社 | ㈱モトーレン<br>グランツ                                        | 間接<br>100.0            | 役員<br>の<br>兼任 | 資金の貸付    | 300           | 長期貸付金 | 2,502         |
|     |                                                       |                        |               | 貸付金の回収   | 351           | —     | —             |
|     |                                                       |                        |               | 利息の受取    | 11            | —     | —             |
| 子会社 | ㈱モトーレン<br>グローバル                                       | 直接<br>100.0            | 役員<br>の<br>兼任 | 資金の貸付    | —             | 長期貸付金 | 1,875         |
|     |                                                       |                        |               | 利息の受取    | 9             | —     | —             |
| 子会社 | Gulliver<br>International<br>New Zealand<br>Co., Ltd. | 直接<br>100.0            | 役員<br>の<br>兼任 | 中古車の販売   | 821           | 売掛金   | 1,517         |
| 子会社 | ㈱ガリバーイン<br>シュアランス                                     | 直接<br>100.0            | 役員<br>の<br>兼任 | 配当金      | 300           | —     | —             |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 商品の取引価格等については、契約に定められている一般的取引条件によっております。
- 貸付金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
- 子会社への貸倒懸念債権に対し、998百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において338百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

#### 8. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 406円23銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 42円65銭  |

#### 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

#### 10. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当事業年度において、当社は以下の資産グループにつき減損損失を計上いたしました。

当事業年度（自平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

| 用途   | 種類  | 場所             |
|------|-----|----------------|
| 営業店舗 | 建物等 | 関東地方、中部地方、近畿地方 |

当社は、原則として事業用資産のグルーピングを店舗単位で行っております。当事業年度において、収益性の低下した店舗資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（148百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物138百万円、工具、器具及び備品9百万円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値により算定しており、その使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を0円として評価しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年4月26日

株式会社 I DOM

取締役会 御中

### 優成監査法人

|                |       |      |   |
|----------------|-------|------|---|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 本間洋一 | Ⓔ |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鶴見寛  | Ⓔ |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小野潤  | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 I DOMの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 I D O M 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年 4月26日

株式会社 I D O M

取締役会 御中

#### 優成監査法人

|                   |       |         |   |
|-------------------|-------|---------|---|
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 本 間 洋 一 | Ⓔ |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鶴 見 寛   | Ⓔ |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小 野 潤   | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I D O Mの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、当社は、不当景品類及び不当表示防止法第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたとして、消費者庁から措置命令を受けました。監査役会は、当社が、再発防止に向けて、広告物の社内審査体制の強化及び社内における法令研修の実施等に取り組んでいることを確認しています。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月27日

株式会社 I D O M 監査役会

|       |      |   |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 柳川邦衛 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 遠藤政勝 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 中村尋人 | Ⓜ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

第24期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円50銭

配当総額 金354,926,355円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年5月31日

## 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、増員される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 野田公一<br>(昭和41年1月11日生) | 昭和63年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行<br>平成10年6月 ハーバード大学経営大学院卒業<br>平成11年7月 株式会社インクス入社(現SOLIZE株式会社)<br>平成16年7月 楽天株式会社入社<br>平成17年5月 同社執行役員マーケティングメンバーサービス部門長<br>平成18年9月 同社執行役員採用育成本部長<br>平成21年1月 同社執行役員金融業務室長<br>平成21年3月 楽天証券株式会社取締役<br>平成22年1月 ビットワレット株式会社(現楽天Edy株式会社) 監査役<br>平成23年2月 楽天株式会社執行役員経営企画室長<br>平成25年2月 同社執行役員グローバル人事部長<br>平成28年12月 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社最高人財責任者(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社最高人財責任者 | 15,000株    |

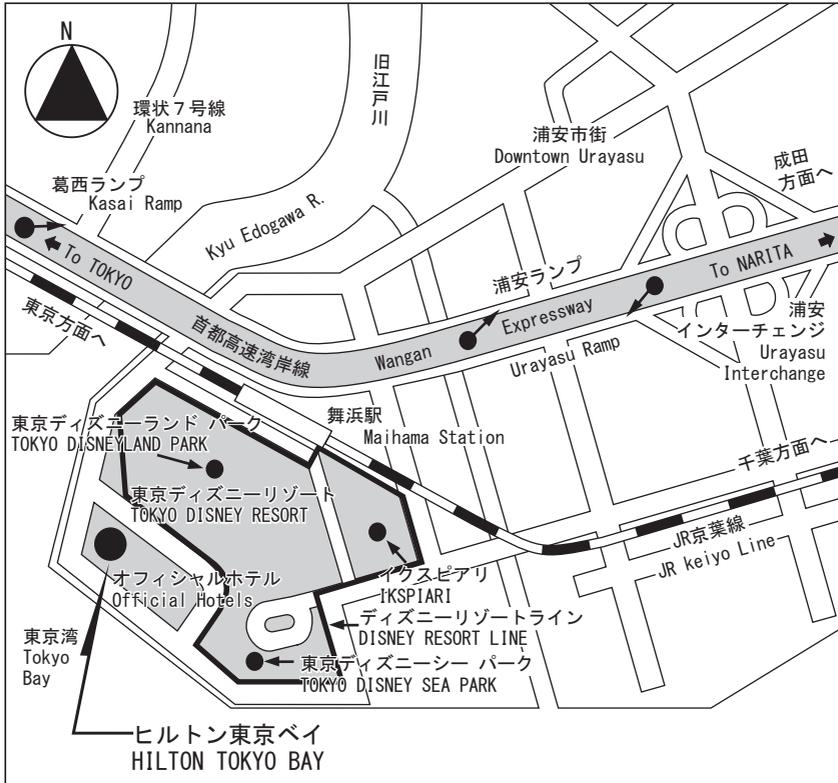
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 新任の取締役候補者であります。  
3. 社外取締役候補者であります。  
4. 当社は、野田公一氏の選任が承認された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

5. 野田公一氏は、上場企業の執行役員等の職歴を通じて、豊富な経験と知見を有しておりますので、これらを活かし、社外取締役として、当社の経営全般において助言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
6. 当社は、野田公一氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で、同氏の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結する予定であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：ヒルトン東京ベイ  
2階 soara (ソアラ) III  
千葉県浦安市舞浜1番地8  
電 話：047-355-5000



### ■ホテルまでの交通ご案内

JR京葉線 (武蔵野線) : 舞浜駅下車 (東京駅より快速にて約15分)  
舞浜駅よりディズニーリゾートラインにて2駅目の  
ペイサイドステーション駅で下車徒歩1分